

令和2年度第3回 西宮市都市計画審議会

【令和2年12月25日（金）午前10時00分から午前11時13分】

議 題	内 容
報 告 第 1 号	産業廃棄物処理施設の敷地の位置について【報告】 (鳴尾浜2丁目 大栄環境(株))
主 な 質 問 等	○ <u>特になし</u>
報 告 第 2 号	西宮市都市景観形成基本計画の改定について【報告】
主 な 質 問 等	<p>○ <u>今後、眺望ポイントを指定していくなかで、視点場としての眺望ポイントを指定していくのか、視対象としての眺望ポイントを指定していくのか2つを区別して議論する必要がある。また、眺望といっても、見下ろしや見晴らしの眺望があり、鉄道等からの移動する眺望もある。それぞれの眺望景観が持っている特性に応じ整理したほうが、場所の指定にあたって有意義ではないかと思う。その辺り市はどう考えているか。</u></p> <p>【当局回答】</p> <p>眺望の対象については、「視点場」、「視対象」「(視対象周りの)広がりや空間」全てが対象になると考えているが、実際の規制としてどのように景観計画に落としていくかは今後検討していく。</p> <p>○ <u>低層住宅から中層、都市型住宅、産業・住宅景観エリアと、住宅という名称の入っているエリアが4つあるが、山間から臨海部まで幅広い西宮の土地の中で、エリアごとに具体的にどういった手法で、事業者等と協議等し、計画にある「にしのみや」らしい住宅景観を形成するのか。</u></p>

	<p>【当局回答】</p> <p>基本計画でゾーン等の特徴を踏まえた景観形成の方向性を示し、景観計画で各々規制する。また、わかりにくい内容についてはガイドラインでフォローする。</p> <p>○ <u>実際に計画を推進するにあたっては、市民や市内大学の関係学科を巻き込み、広くPRしながら行ってもらいたい。</u> <u>(意見のみ)</u></p>
<p>報告第3号</p>	<p>「学校」の都市計画での位置付けに係る市の方針(案)について【報告】</p>
<p>主な質問等</p>	<p>○ <u>小中学校等を都市計画に位置付ければ、都市計画事業として都市計画税を充当して施設整備を行うことが可能になる、ということをもっとわかりやすく記載すべきではないか。</u></p> <p>【当局回答】</p> <p>方針の策定段階において、記載方法について検討する。</p> <p>○ <u>将来、学校の統廃合が必要となったり、学校施設を学校以外の目的に利用することになった場合には、都市計画変更する必要があるのか。</u></p> <p>【当局回答】</p> <p>現在の学校数を維持していく考え方であるが、将来、統廃合の可能性が高まり、その必要性がしっかりと検討・議論された上で統廃合を行う場合は、都市計画変更が必要となる。</p> <p>○ <u>都市計画に位置付けた場合、一部の建物が不要となる場合や、別の施設を整備する場合はどうなるのか。</u></p> <p>【当局回答】</p> <p>都市計画に位置付けるのは、名称と位置と区域であり、建物を位置付けるものではない。学校の都市計画区域に学校、教育以外の目的で使用する施設を整備するのであれば、都市計画の変更が必要となる。</p>